

平成26年4月22日は、日本政府が子どもの権利条約を批准してちょうど20年となります。その20回目の批准記念日に、泉南市子どもの権利条例委員会（※1）は、向井市長に報告書を提出しました。今回は、条例が施行された平成24年10月～平成26年3月までの取り組みのうち、代表的なものに対して検討を行い、大きく次の3点の内容で報告書はまとめられました。

- ① 条例に基づく事業等を効果的に推進するためには、全庁的な体制を確立することが必要です。
- ② 「せんなん子ども会議」は、「子どもにやさしいまち」を具体化するための重要なアプローチ（働きかけ）として評価できます。
- ③ いじめ問題や体罰など子どもの人権侵害事象に対する支援・救済の仕組みを構築していくために、この条例をより積極的に活かしていくことが大切です。

特に、条例制定直後から取り組んだ「子ども会議」は、条例のもっとも大切にしている子どもの意見表明と子ども参加の具体化として、高く評価されました。参加人数等の課題はあるものの、そこに参加した子どもたちが自己肯定感を高め、学校生活や社会生活でのモチベーショ



ンをあげる機会になっていること、また地域社会にとっては、子どもたちの意見表明と参加によって「まちの活気」がもたらされていることなどの理由があげられました。今後、さまざまな施策で子どもの意見表明や、子ども参加が実現できるようになればと思います。

### ※1 子どもの権利条例委員会とは

位置づけ	子どもの権利に関する条例第16条に規定された委員会
役割	条例の運営状況と事業の実施状況を審議し、市長に報告を行う
委員	条例の策定にかかわった学識経験者と市民委員計5名



今回の報告については、市ウェブサイト (<http://www.city.sennan.osaka.jp/jinkenkyouiku/kodomonokenri/index.htm>) や市役所情報公開コーナーでご覧ください。

**【問合せ】** 泉南市子どもの権利に関する条例事務局  
(人権教育課 ☎ 483-3672 / FAX483-7306 /  
e-mail: [jinkenkyouiku@city.sennan.lg.jp](mailto:jinkenkyouiku@city.sennan.lg.jp))